

平成30年度 町の補助・助成事業

町民の皆さまに関わる補助・助成事業をお知らせします。
申請方法や内容の詳細につきましては、各担当までお問合せください。

地域振興室 (TEL : 35-2121)

《地域間交流・地域活性化》

【事業名】 夢・人・郷づくり事業補助金

【概要】 以下の事業を行う場合、補助を行います。
①本町の振興発展のため、まちづくりに意欲のある町民を国内外へ調査研修等に派遣する場合
②国内外との交流および国内での発表会、競技会への参加をする場合
③町民の資質向上と意識改革のため講師を招へいし、講演会、研修会、学習会、イベント等を開催する場合
【補助率】 原則、対象経費の50%

産業課 (TEL : 35-2121)

《農業関連》

【事業名】 農業振興奨励補助金

【概要】 幌加内町農業振興計画」に定める施策の推進を図るため、農業者、関係団体等が自ら取り組む、補助対象経費が原則 50 万円以上の事業に補助を行います。

【対象事業】 (1) 農業基盤整備事業 (2) 営農施設整備事業 (3) 農村環境整備事業
(4) 環境保全対策推進事業 (5) 農業機械導入事業 (6) 営農対策推進事業
(7) 奨励作物振興事業 (8) 畜産振興対策事業 (9) アグリビジネス推進事業
(10) 担い手農業者育成事業 (11) 農村活性化推進事業 (12) 地域営農緊急対策事業

【補助対象者】 農業協同組合・土地改良区・農地所有適格法人・営農集団等・町長特認団体等
※原則、個人での申請はできません。申請に関しては、JAきたそらち幌加内支所へお問合わせ下さい。

【補助額】 補助経費の2分の1以内の額
※対象事業毎に補助対象要件や補助金の額、割合などが異なりますので、農業振興係までご確認ください。

【事業名】 農業振興資金

【概要】 農家・農業生産団体が自主的に農業経営を拡大し、地域に適合した近代的農業の確立と農家経済の安定を図るため、必要な資金の融資と利子の補給(4.0%以内)を行います。

【融資額】 (1) 個人の場合…営農施設整備1,000万円、その他の事業500万円
(2) 農業生産団体の場合…1,000万円
※土地基盤整備、営農施設等整備、畜産振興、地力増進、特産物開発
…融資率事業費の90%、融資利率6.5%以内、償還期間10年以内(内、据置期間3年以内)
※経営安定
…融資率事業費の100%、融資利率、償還期間、据置期間は他と同様

《商工業関連》

【事業名】 商工業振興奨励補助金

【概要】 「幌加内町総合振興計画」に定める商工業の活性化施策の推進を図るため、幌加内町商工会員等及び小規模企業者が自ら取り組む補助対象経費が50万円以上の事業に補助を行います。

【対象事業】 (1) 店舗等建設事業 (2) 店舗等建設用地取得事業 (3) 機械設備導入事業
(4) 担い手経営支援事業 (5) 新事業開発研究事業

【補助対象者】 租税公課を完納している次に掲げる個人又は団体等
商工会員または商工会員になることが見込まれる小企業者及び小規模企業者

【補助額】 上記(1)(3)の補助対象経費の2分の1以内の額で限度500万円
上記(2)の補助対象経費の全額で限度100万円以内
上記(4)については一律100万円
上記(5)の補助対象経費の2分の1以内の額で限度100万円以内
※上記(1)(2)(3)の補助金合計額は、500万円以内とします。
※対象事業毎に補助対象要件や補助金の額、割合などが異なりますので、商工観光係までご確認ください。

- 【事業名】 中小企業補償融資
 【概要】 中小企業の維持発展に要する資金の融資を促進し、中小企業の健全育成振興を図るため、必要な融資と利子の補給を行います。
 【融資額】 (1) 運転資金…通常限度額500万円以内、融資期間7年以内
 特別限度額700万円以内、融資期間10年以内
 (2) 設備資金…通常限度額1,000万円以内、融資期間10年以内（据置期間1年以内）
 (3) 財務体質改善資金…2,000万円以内、融資期間20年以内（据置期間1年以内）
 など ※融資利率は、年6.5%以内
 【事業名】 プレミアム付商品券発行補助金
 【概要】 地元商店の振興策として商工会が行なうプレミアム付商品券の発行に対し、補助金を交付する事業です。夏期間、冬期間の2回実施しています。
 【補助内容】 1万円で1万2,000円分の商品券を購入できます。（1人3セットまで）

《水産業関連》

- 【事業名】 水産業振興奨励補助金
 【概要】 内水面漁業の振興に関する法律（平成26年法律第103号）に定める基本理念、基本方針に基づき国、北海道、幌加内町の役割を踏まえ、内水面漁業者及び関係団体等が取り組む事業に対し、補助対象経費が50万円以上の事業に補助を行います。
 【対象事業】 (1) 内水面水産資源の生息状況等の調査に関する事業
 (2) 内水面水産資源の回復に関する事業
 (3) 内水面における漁場環境の再生に関する事業
 (4) 内水面漁業の健全な発展に関する事業
 (5) その他、内水面漁業の振興に関する事業
 【補助対象者】 町内に事業所を有する下記の団体
 漁業協同組合・NPO団体・森林整備団体・町長特認団体等
 【補助額】 補助対象経費の3分の2以内の額
 ※対象事業毎に補助対象要件や補助金の額、割合などが異なりますので、水産係までご確認ください。

建設課 (TEL : 35-2123)

《住宅・浄化槽等》

- 【事業名】 持ち家建設促進事業
 【概要】 町内に住宅を建設する者（持ち家建設促進奨励金）及び従業員の居住用に供する住宅を建設する企業等（雇用促進住宅建設奨励金）に助成します。
 【補助額】 ①持ち家建設促進奨励金～住宅に係る課税標準額の100分の15以内の額として200万円（特別住宅は250万円を限度）としたものに下記の表に定める加算額を合算した額

別表

加算項目	用件	加算額
新築住宅建設加算	住宅を新築した者	一律200万円
中古住宅購入加算	中古住宅を購入した者	200万円に経年減点補正率を乗じた額

- ②雇用促進住宅建設奨励金～雇用促進住宅に係る課税標準額の4分の3以内とし、1戸あたり300万円を限度としたものに、建設地に係る評価額の2分の1以内を合算した額
 ※特別住宅とは…北方型住宅及び長期優良住宅を指します。
 ※北方型住宅の登録を受け特別住宅として申請する場合は、他の国費事業と重複できない場合がありますので、事前にご相談ください。

- 【事業名】 住宅リフォーム補助金事業
 【概要】 幌加内町に住民票の登録がされており、自己の居住の用に供する、住宅リフォーム工事を実施するものに対し、助成します。
 【補助額】 工事金額が30万円を超えるリフォーム工事とし、工事に要した金額の5分の2以内の額とし、30万円が限度（町外業者は20万円が限度）
 ※工事施工者は建設業の許可が必要です。
 【事業名】 農業集落排水処理施設排水設備工事改造資金融資あっせん事業
 【概要】 農業集落排水設備工事を施工し、自己資金のみでは工事費を一時に負担することが困難である方に対して融資します。
 【融資額】 融資額は90万円を限度

※90万円に満たない場合は工事金額となります。また利子補給は、取扱金融機関が資金を融資したときは、資金に係る利子の金額を金融機関との協議書による利子以内で町が利子等を補給します。延滞利子については負担しません。

- 【事業名】 個別排水処理施設排水設備工事改造資金融資あっせん事業
 【概要】 個別排水設備工事を設置し、自己資金のみでは工事費を一時に負担することが困難である方に対して融資します。
 【融資額】 融資額は90万円を限度
 ※90万円に満たない場合は工事金額となります。また利子補給は、取扱金融機関が資金を融資したときは、資金に係る利子の金額を金融機関との協議書による利子以内で町が利子等を補給します。延滞利子については負担しません。

住民課 (TEL : 35-2124)

《環境衛生》

- 【事業名】 幌加内町害虫駆除薬剤購入補助金
 【概要】 幌加内町の区域において発生した害虫（カメムシなど）を駆除するための薬剤購入費を助成します。
 【補助額】 個人の場合は購入経費の2分の1以内の額（限度額…3万円）
 自治区の場合は購入経費の5分の4以内の額
- 【事業名】 幌加内町不良空き建築物等撤去促進事業補助金
 【概要】 幌加内町の景観に支障を与え、又は支障を与える恐れのある建物を撤去し、美しい景観形成と生活環境の整備を図るための不良空き建築物等撤去の助成を行います。
 【補助額】 解体にかかる経費の3分の2以内の額（限度額…50万円）
 ※ただし、助成期間内で1回限り

《交 通》

- 【事業名】 路線バス利用促進にかかわる助成制度
 ①バス回数券助成
 【概要】 JR北海道バス深名線の利用を図り、地域住民の交通手段を確保することを目的として、回数券・定期券の助成を行います。
 【助成対象者】 本町に住所を有する65歳以上の方及び幌加内高校生
 【助成内容】 800円で1,100円分の回数券を購入できます。
- ②バス定期券助成
 【助成対象者】 本町に住所を有する高校生、大学生、各種学校生及び本町に住所を有する65歳以上の方
 【助成率】 20%以内
- 【事業名】 チャイルドシート等購入費助成
 【概要】 乳幼児の交通安全対策と子育て支援の一環として、チャイルドシート等を新規に購入した保護者に対し、その購入費用に要した費用の一部を助成します。
 【助成額】 2万円を限度に助成
 ※2万円に満たない場合はその購入金額となります。

《住民生活》

- 【事業名】 冬期生活除雪支援事業補助金
 【概要】 冬期間における生活除雪の負担を軽減するため、除雪機械等の購入に対する助成を行います。
 【助成対象者】 本町に住所を有し、生活除雪に必要な堆雪場所が確保できる方。
 また除雪機械等を有していない、もしくは、耐用年数を勘案して5年以上経過した除雪機を有し、下取りして購入する方。
 【助成率】 除雪機械等の購入経費の2分の1以内の額（限度額…40万円） ※個人の場合
 除雪機械等の購入経費の3分の2以内の額（限度額…70万円） ※除雪ヘルパーの場合

《国民健康保険・乳幼児医療》

- 【事業名】 乳幼児等医療費助成事業
 【概要】 乳幼児等（中学校3年生まで）の医療費の一部を助成します。医療費から基本利用料、食事療養標準負担額及び付加給付される額を控除して得た額を保護者に対して助成します。
- 【事業名】 人間ドック受診助成事業
 【概要】 人間ドックを受診する35歳以上の方（幌加内町国民健康保険の被保険者及び後期高齢者医療保険被保険者）に対して助成します。
 【助成額】 2万円を限度に助成

保健福祉課 (TEL : 35-3090)

《保 健》

【事業名】 インフルエンザワクチン接種助成事業

【概要】 町内医療機関において、インフルエンザ予防接種を受ける方に、その費用を助成します。

【接種料金】 中学生以下…無料
高校生以上…1,000円（自己負担）

【事業名】 肺炎球菌予防接種助成事業

【概要】 町内医療機関において、肺炎球菌予防接種を受ける満70歳以上の高齢者にその費用全額を助成します。

【接種料金】 無料

【事業名】 日本脳炎予防接種助成事業

【概要】 日本脳炎予防接種区域となったため、経過措置対象者（18～20歳）の町外医療機関での接種に対して助成します。

【助成額】 予防接種に要した費用

【事業名】 人間ドック受診助成事業

【概要】 医療機関において、人間ドックを受診する35歳以上の方（幌加内町国民健康保険の被保険者でない）に対して助成します。

【助成額】 2万円を限度に助成
※医療保険から人間ドック受診に係る費用負担を受ける場合は、これを差し引いた額になります。

《子育て支援》

【事業名】 保育料無償化事業

【概要】 双葉保育園・みゆき保育所に入所されている園児の子育て支援策として、保育料を無償化しています。

【事業名】 乳幼児任意予防接種助成事業

【概要】 町内の医療機関において、流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）、ロタウイルス、B型肝炎の各予防接種を受ける乳幼児の保護者に、各予防接種費用を全額助成（接種料金無料）するものです。

※予防接種の対象となる年齢は予防接種により異なりますので、ご確認ください。

【事業名】 風疹予防接種助成事業

【概要】 町内の医療機関において、先天性風疹症候群の発生を予防することを目的に、対象者（妊娠を予定している女性やその家族等）の予防接種費用を全額助成（接種料金無料）します。

【事業名】 出産祝金支給事業

【概要】 町内に1年以上在住し、2児を養育し、第3子以上の出産があり、かつ6カ月以上児童を養育している方に出産祝金を支給します。

【支給額】 10万円

【事業名】 児童養育手当支給事業

【概要】 3人以上の児童を養育し、かつ、生計を同じくする方に養育手当を支給します。

【支給額】 支給要件児童3人目以降1人につき月額8,000円

【事業名】 遺児手当支給事業

【概要】 生計の中心となっている者を失った義務教育終了前の児童等を扶養している方に手当を支給します。

【支給額】 月額2,000円

【事業名】 妊婦健康診査等助成事業

【概要】 妊婦さん一人につき、妊婦一般健康診査14回分、超音波検査6回分の受診券を交付し、妊婦健康診査を医療機関及び助産所で受診していただきます。

里帰り等のため委託医療機関等以外の医療機関等で受診した場合は、健康診査の費用を助成します。

【事業名】 指定ごみ袋支給事業

【概要】 満2歳に満たない乳幼児、幌加内町障害者等日常生活用具給付事業・家族介護用品支給事業により、紙おむつの支給を受けている世帯にごみ袋を支給します。

【支給枚数】 燃やせるごみ用70リットル袋…4枚/月（年間50枚を上限）
※ひと月に満たない場合は1週1枚とします。

【事業名】 妊産婦健診等交通費助成事業

【概要】 妊婦健診、出産、産婦健診を受診した際の交通費を助成します（妊婦健診は14回を上限、片道1回1,600円、往復3,200円）。また出産に際して、事前に宿泊施設に宿泊した宿泊費の全額もしくは一部を助成します（5日分限度、上限1日5,000円）。
※ただし、里帰り先から受診、宿泊した分は除きます。

《介護》

【事業名】 高齢者等の住みやすい住宅改造事業

【概要】 介助を必要とする高齢者及び重度身体障がい者が自宅において暮らしやすい生活ができるように住宅の浴室、トイレ、洗面所、玄関等をリフォームする場合に助成を行います。

【助成額】 工事費の2分の1以内の額（限度額…50万円）

【事業名】 除雪サービス事業（在宅生活、介護予防支援事業）

【概要】 一人暮らしの高齢者、高齢者世帯等で、自力で除雪することが困難な方に対して、自立した生活及び介護予防を支援するために、除雪時に家屋の玄関、居間・寝室の窓、屋根の除雪を行います。

【自己負担額】 1シーズン6,000円

【事業名】 寝たきり老人等介護手当支給事業

【概要】 65歳以上の在宅の寝たきり老人、65歳未満の在宅者寝たきり重度心身障がい者、65歳未満の寝たきり特定疾患患者又は認知症の状態にある者の介護者に対し、介護手当を支給します。

【支給額】 月額8,000円

【事業名】 家族介護用品支給事業

【概要】 町民税非課税世帯であり、要介護4又は5の介護保険の認定を受け、在宅で常時介護を受けている者を介護する家族に対し、月額8,500円以内、年額10万円以内の介護用品を現物支給します。

《障がい者・高齢者関連》

【事業名】 高齢者世帯等生活支援費支給事業

①除雪費支給

【概要】 世帯主が70歳以上、同居の親族が65歳以上の老人で構成されている世帯や70歳以上の独居老人世帯、母子世帯、身体障害者手帳1級又は2級に該当し、その方の収入により生計が維持されている世帯等に除雪費の一部を助成します。

【支給額】 3万円以内

②福祉灯油代支給

【概要】 世帯の前年の総所得金額を合計し、配偶者及び扶養親族等の数に応じて算出された、定められた所得等の基準以下の老人家庭等に暖房用灯油代の一部を助成します。

【支給額】 年額7,000円

③高齢者福祉手当支給

【概要】 町民税非課税世帯で年齢70歳以上の高齢者に対し手当を支給します。

【支給額】 年額1万円

【事業名】 高齢者敬老事業

【概要】 以下の事業に対して助成を行います。

①敬老事業

各自治区で実施する敬老会事業の経費として、満年齢75歳以上の敬老者に対して1人3,000円を助成

②百歳記念祝金

百歳に達する方に5万円の百歳記念祝金を贈呈

③金杯

結婚後50年目の夫婦に金婚記念品として金杯を贈呈

【事業名】 高齢者等「せいわ温泉ルオント」入館料優待事業

【概要】 満65歳以上の方、身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた方に年24回分の「せいわ温泉ルオント」の入館料優待券を交付します。

【事業名】 成年後見制度利用支援事業

【概要】 判断能力が不十分で日常生活に支障があり、成年後見制度の対象となった方の利用料の助成を行います。

- 【助 成 額】 ①在宅生活者 月額2万8,000円
②施設等入所者 月額1万8,000円

【事業名】 身体障害者用自動車改造費助成事業

【概要】 重度の上肢、下肢または体幹機能障害を有する重度身体障害者（児）が就労、通学、通院、通所、生業等のために自動車を取得し、改造する場合に要する経費の一部を助成します。

【助成限度額】 10万円

※自ら運転する自動車の場合は、操作装置及び駆動装置等の改造に要する経費となります。

【事業名】 障害者福祉手当支給事業

【概要】 町民税非課税で、身体障害者手帳1級又は2級に該当する者、療育手帳の交付を受けた者、精神障害者保健福祉手帳の1級又は2級に該当する者、国民年金法の障害者基礎年金を受けている者に対して手当を支給します。

【支給額】 年額1万円

【事業名】 在宅障害者（児）施設通所費助成事業

【概要】 心身障害者（児）及び精神障害者が社会復帰するための施設や訓練施設へ通所する交通費を助成します。

【助成額】 交通費の半額

【事業名】 在宅障害児療育費助成事業

【概要】 療育機関に通所する在宅障害児が療育指導を受けるために要する自己負担額を助成します。

【事業名】 精神障害者通院交通費助成事業

【概要】 精神障害者に対して、月2回を限度に通院交通費を助成します。

【事業名】 難病患者通院費助成事業

【概要】 難病患者に対して、月2回を限度に通院費の実費相当額を助成します。

教育委員会 (TEL : 35-2177)

《教 育》

【事業名】 奨学資金

【概要】 高等学校・大学・技術者養成機関・特定の学芸技能を習得する機関に入学又は在学する方で、学資の支弁困難な者に対して貸与又は支給します。

【補助額】 ①高等学校…月額1万5,000円以内（幌加内高等学校…1万円以内）

②大学…月額3万円以内

③医師を養成する大学…月額12万円以内

④技術者養成機関又は特定の学芸技能を習得する機関…月額3万円以内

【事業名】 高等学校生徒下宿費等補助事業

【概要】 高等学校の生徒が幌加内町外へ入学又は在学する保護者の経済的負担軽減を図り、修学機会を確保することを目的として、下宿等に係る費用の一部を助成いたします。※下宿とは…下宿・アパート・寮を指します。

【助成対象者】 町外の高等学校へ入学する者又は在学者で、下宿の費用を負担し生計を一にする親族（生徒同士で居住している場合はどちらか一人の親族）

【対象外となる場合】

1 下宿の費用が3万円に満たない場合

2 下宿の入居が連続して1ヶ月に満たない場合

3 下宿に親族が居住している場合

4 生計を一にする親族に公租公課を滞納している者がいる場合

5 国、北海道、他の市町村から下宿費の費用に係る助成を受けている場合

【補助額】 下宿の費用が、月額3万円を超える場合に、生徒一人につき月額1万円を助成